

< 声明 >

規制改革推進会議の「農協改革に関する意見」に抗議する

11月11日、規制改革推進会議の農業ワーキング・グループは、農協改革に関する意見を出した。

その主な内容は、①全農の購買事業の見直しとして、1年以内に全農が仕入れ販売契約の当事者にならない新組織へと転換し、人員の配置転換や関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進める。②全農の販売事業について、1年以内に委託販売を廃止し、全量を買取り販売に転換する。③農協の信用事業の農林中金等への譲渡を積極的に推進し、信用事業を営む農協を3年後に半減する。組合員勘定（クミカン）を直ちに廃止する、というものである。

これは、安倍政権が「民間投資の喚起による成長戦略の成果を挙げることを目的として設置した同会議による、財界の農業関連市場におけるシェア拡大を実現するための、あからさまな干渉である。そして、系統農協の事業・組織に対する極めて不当な介入であると同時に、農協の解体を目的としている。また、農業と地域経済を崩壊に導くものである。

全農協労連は、2014年の規制改革会議による農業・農協攻撃について、T P P体制を前提とし、地域農業の厳しい実態とその原因を省みることもなく、農業の持つ多面的な機能には目をつぶり、農業を「成長産業」として自由競争の原理に委ねて企業の進出を促進させ、農家の協同活動をも否定するものであることを指摘した。そして、「食料・農業つぶし、農協解体攻撃とたたかう国民的共同を広げる大運動」に取り組んできた。

これらの運動により、農協が地域で果たしている生活インフラとしての役割があらためて認識され、営利を追求する企業などとは異なる大切な役割を持っていることが明らかになり、どうして外からの圧力で農協の「改革」が行われなければならないのか、という疑問の声が広がった。昨年8月の農協法「改正」では、全農などの組織変更はあくまで選択制で「決して強制的なものではない」と付帯決議で採択されている。そもそも「改正」農協法付則51条でさえ、政府に、農協の事業や組織のあり方については組合員や役職員の議論を促進し「自主的な取り組みを促進する」よう求めている。「自主・自立」を大原則とする協同組合への対応としては当然のことである。

今回の規制改革推進会議の意見は、これらに真っ向から反するものである。外部からの不当な介入、財界のための「改革」の強制は許されるものではない。

全農協労連は、あらためて会・経営者に、「組合員の営農と生活を守る」という農業協同組合・連合会の原点に立った事業、組織運営の改善、見直しを不断に行うよう求めると同時に、そこに働くなかまの仕事、職場と雇用を守るために、今回の規制改革推進会議の意見と正面から対峙して、系統農協への介入と農協つぶしを許さないために、引き続き全力を挙げて運動に取り組むものである。

2016年11月19日

全農協労連第729回中央執行委員会